

展 望

知的財産行政の動向に応える真の技術開発

WHAT R & D SHOULD BE ALONG THE TEND OF INTELLECTUAL PROPERTY ADMINISTRATION

柳田良徳

Yoshinori YANAGIDA

東知特許事務所 弁理士

(〒104-0028 中央区八重洲2-6-5 八重洲5の5ビル)

Key Words : intellectual property, administration, examination, application for patent, employee's invention

1. はじめに

私は、1962年からの21年間を特許庁において審査・審判と特許行政に従事し、次いで1983年からの15年間を建設業の企業で知的財産業務を行った後に現在の弁理士事務所の業務に従事しているため、約40年間を知的財産関連の業務に専念してきたことになる。その中でも、後半の20年間は、建設業と知的財産との関連を緊密なものにし、建設業の企業における知的財産の活用を如何に図っていくかに腐心してきたところである。

建設業の企業に従事していた1980年代の工業所有権の動向は、全国的には1960～1970年代における戦後の復興と技術導入の時代を受けた55万件も越えかねない出願増加の傾向から、1976年の「出願等の適正化施策」を経て“特許権の活用”の機運に進展していたが、その特許出願件数は、図-1の全特許出願の推移が示すように、不景気にもかかわらず権利化の促進と登録の高度化を示していた。

しかるに、同年代の建設分野は、護送船団方式の通用する業界であり、抜きん出た行動と見られる特許権の確立とその主張は敬遠されることが多く、場合によっては権利自体が無視されかねない状況のために、特許出願においては図-2のように1万件にも満たないのが一般的な実態であった。また、当時の各種工法研究会や工法協会は、入会金が実施許諾金とも云えるところのものであるが、実態は、全員が実施可能になる地ならしの役割を果たしていたもので、本来の技術開発成果に基づく知的財産権の活用とは異なる性格を發揮していたように思われる。

しかしながら、このような時代環境にありながらも建設分野における特許出願の推移は、全国的な数値があまり変化していないのに対して、1992以降には図-2に示すように顕著な増加傾向を示している。このような出願の増加状態は、世間から最も不景気と言われる事態にあっても維持継続されており、知的財産権に

対する注目すべき状態が定着してきている。

ところが、ここに至って社会的な仕組みの変化に呼応するように、知的財産権への行政的対応も大幅に変更しようとしている。その第1要因が、発明者の権利と発明者が勤務している企業との関係であり、第2の要因としては、後述するように小泉首相が施政方針演説(2002.2.4)の中で述べられた「我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まっている。このため、我が国として知的財産戦略を早急に樹立し、その推進を図る」との提起に基づいて、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が、2003.7.8に決定されたことである。

そこで、本稿ではこれらの依って来たる背景とその内容について説明するとともに、これらの動向に対して建設業界が如何に対処すべきかについて、若干の私見を申し述べるものです。

2. 最近の知的財産情報

(1) 知的財産に関する世界的な動向

世界的に知的財産に対する関心が高まる中で、国連の専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)では、知的財産の保護に関する国際的な対応が活動的に行われている。

すなわち、最近の新たな問題である、インターネット、ドメイン名と商標権との抵触問題や遺伝資源、伝統的知識と知的財産権との間の問題を取り上げてその調和を図るべく検討されている。また、既存の分野に対しても、出願の方式的手続きの統一化と簡素化および出願人の方式的ミスを救うことを目的にして、2000年6月に採択された「特許法条約」を受けて、実体的な特許制度の調和に向けての議論が積極的に進められている。

一方では、アジア太平洋地域の21カ国で構成する「APEC」(アジア太平洋経済協力機構)においても、

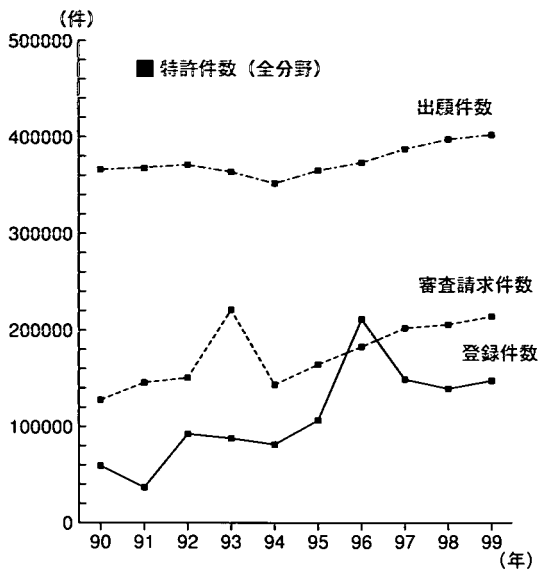


図-1 全特許出願件数 (特許庁資料)

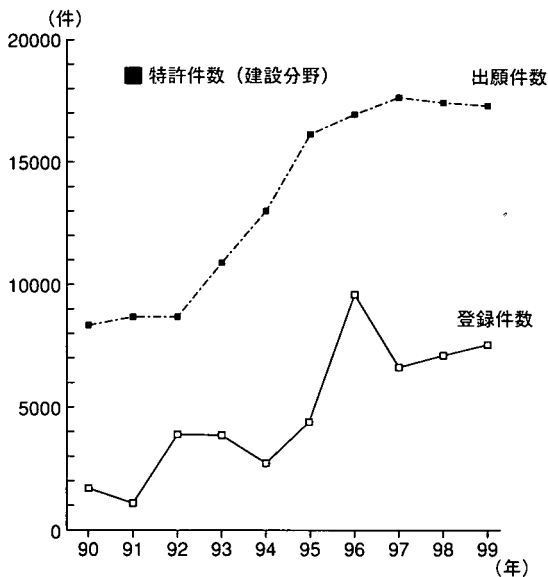


図-2 建設分野特許出願件数 (特許庁資料)

知的所有権が投資の自由化・円滑化に関する優先分野の一環として取り上げられ、「APEC 知的所有権専門家会合 (IPEG)」の設立に至っている。

そして、行政的な国際会議にあっても、世界の特許出願の80%以上を取り扱っている日本、米国、欧州の各特許庁がネットワークを通じた情報交換、サーチ、審査の相互理解を目的にして会合を重ねて、“ビジネス方法関連発明の審査実務に関する比較研究”、

“遺伝子関連発明の審査実務”等について協力体制が遂行されている。

以上のように、知的財産に対する世界統一的検討が精力的に行われているものの、知的財産についても南北問題等が強烈な影響を与えており、植物に対する食料問題や遺伝子関連の治療対策についても新しい問題提起がなされて、問題解決の困難さが明らかになっている。

(2) “職務発明制度”の改変について

さらに、最近になって知的財産の話題になっているのが、特許法第35条に規定されている“職務発明制度”の在り方の問題である。同条項では、従業員が職務上の発明をした場合には、従業員に対する「相当の対価」を支払うことの引き換えとして企業が特許の譲渡を得られると定めていることから、各企業は社内規程として職務発明についての補償金制度を設定することで、従業員との間に一定の対価を支払っているのが現状である。

しかるに、優れた発明がなされることによって企業の業績を大幅に伸長させる事態が顕著になるにつれて、上記の「相当の対価」を巡って、日亜化学工業の青色発光ダイオード (LED) の100億円要求、日立事件の7億円要求および味の素の人口甘味料の発明にかかわった元従業員が補償金に不満を持って退職後にその増額を求める等の訴訟が相次いでいる。これらの内容は一般紙にも報道されることから、要求額の大きさと知的財産への関心の高揚とが相まって広く注目されるところであるが、関係者の間では、新規の方針を模索することの必要が発生してくるために、根本的なテーマとして真剣に議論されている。

すなわち、本“職務発明制度”における「相当の対価」の訴訟は、これまでも「ゴーセン事件」(1994.5.27 大阪高裁, 150万円の支払い命令)、「象印マホービン事件」(1994.4.28 大阪高裁, 640万円の支払い命令)等が知られていたが、最近に至って、関係者の間でいわゆるオリンパス事件として争われていたものが、1999年4月16日の東京地裁判決と2001年5月22日の東京高裁判決を経た後に、2003年4月22日の最高裁判決において、対価は会社が一方的に決められるものでないとした点である。

判決は、「従業員は、会社が決めた額に縛られずに対価を求めることができる」との判断を示しており、これによって、“職務発明制度”に関して特許法第35条の規定を改正することが急務になったからである。

(3) 「知的財産立国に向けた国家的取り組み」の展開

小泉首相が2003.2.4の施政方針演説中で述べられた「知的財産立国に向けた国家的取り組み」は、平成15年7月8日に首相官邸で開催された知的財産戦略本部の会議において、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」として決定されている。

この推進計画は、「知的財産立国」の実現に向けて、知的財産の保護、創出、活用について今後取り組む内容をまとめたもので、大学等における知的財産の創造の推進、特許審査迅速化法（仮称）の制定、紛争処理機能の強化のための知的財産高等裁判所の創設、模倣品・海賊版対策の取り組みの強化、コンテンツビジネスの拡大等の全省庁に跨る内容が盛り込まれている。

小泉首相は、「この推進計画に盛り込まれた内容を、迅速に実行に移すことが大切。従来の枠にとらわれることなく、国際競争力ある制度を目指し、スピード感を持って知的財産立国の実現に邁進して欲しい」と述べたことで、上記の各テーマは早期の展開が図られることになる。

3. 知的財産行政のこれまでの動向

最近における我が国の知的財産行政は、図-1の全特許出願の推移が示しているような1990年からの37万件から40万件以上に増加を続けている多くの特許出願を的確に処理するために、各種の政策を実施してきている。しかるに、現状においても1999年から2001年における審査待ち件数（審査請求から一次審査に着手するまでの待機件数）の増加件数が11万件に増えるとともに、これに着手する審査待ち期間が19カ月から22カ月と3カ月の遅延状態になっており、特許査定もしくは拒絶査定に至る最終審査期間は28カ月と2カ月の増加状態を示しており、処理促進という所期の目的を達成していない状況にある。

(1) 制度改正に関する法律改正

知的財産行政は、上記のような権利化の遅延を避けるためと有効な制度の確立を期待している社会ニーズに応えるために、これまで以下のような主な法律改正を実施してきている。

a) 特許制度の改正

- ① 特許権の存続期間を「出願の日から20年」と改定（平成7年7月1日施行）

従来の存続期間は、出願の日から20年と出願公告の日から15年とのいずれか短い方の期間になっていたが、公告制度の廃止から出願の日から20年になった。

- ② 「原子核変換物質」の発明を特許対象に追加（同上）

科学の発展が、原子核変換物質を一般的な科学技術の対象物にしてきた社会動向に呼応させて発明として保護することにしたものであり、最近では生命の尊厳性を守るなどの理由から発明として認めていなかった人体に関する医療関係についても、後述するように同様の傾向をたどろうとしている。

- ③ プログラム等を「物」の発明として認める（平成14年9月1日施行）

コンピュータプログラム自体の保護については、著作権法で行っているがコンピュータプログラムを作成する前提になるコンセプトやアルゴリズム等については、発明の1カテゴリーを形成している「物」の発明に位置付けることにしている。

- ④ プログラム等の発明の実施に、電気通信回線を通じた提供を追加（同上）

発明の実施については、特許法第2条に規定されているが、プログラム等の発明を「物」の発明としたことで、インターネット等での展開を意識しての新規な制定である。

- ⑤ 特許付与前に異議申立を受け付けていた付与前異議制度から付与後異議制度に改正（平成8年1月1日施行）

付与前異議制度は、仮保護の権利を発生させると同時にいわゆる「大衆審査」として位置付けていたが、これを廃止して特許付与した後に異議の申し立てを受けるようにしたものである。

- ⑥ 外国語書面出願の受理と翻訳誤りの訂正を認容（但し、翻訳文による審査、権利確定が前提）（平成7年7月1日施行）

- ⑦ 特許明細書の記載要件を国際的に整合がとれ、技術の多様性に対応し得る形に改正（同上）

- ⑧ 審査請求期間を3年に短縮して権利取得を早期化（平成13年10月1日施行）

審査請求期間を3年にすることは、出願に係る発明を再評価できる期間を実質的に無くするもので、実務担当者の実感としては審査請求期間をゼロにしたに等しくなり、結果的に審査請求率を向上させることに連動するもので、迅速な審査を促進する施策に矛盾するとの声を大きくしている。

- ⑨ 「販売の申出」を実施行為に追加して特許権の効力を拡大（平成7年7月1日施行）

- ⑩ 特許料の累進構造を見直し、10年目以降の特許料を平準化する特許料の引下げ（平成10年6月1日施行）

年金の減額と救済処置の拡大を図るものであるが、この段階に至る前の審査請求料の高額化を説明するた

めの根拠にはなり得ない施策である。

- ⑪ 特許料等の一請求項ごとに加算される額の引き下げ（平成11年6月1日施行）
- ⑫ 特許料及び審査請求料の納付軽減又は猶予措置を中小法人に拡大（平成12年1月1日施行）
- ⑬ 特許権等の侵害に関するみなし行為の追加（平成15年1月1日施行）

イ．特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

ロ．特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

知的財産の活用が一般化していくにつれて、特許権を侵害回避するケースが現れてくる事態を阻止するために制定された「間接侵害」の強化策であり、特許権の波及範囲を拡大させている。

b) 実用新案制度の改正（平成6年1月1日施行）

従来の実用新案権は、「小発明」を対象とするものとの認識が一般的であったが、下記のような今回の改正で制度的に全く異なるものに改変されており、その利用が激減していることに制度の性質を示している。

- ① 実用新案権を実体審査を要しない早期登録制度に変更
- ② 権利期間を出願日から6年に短縮
- ③ 実用新案技術評価書制度の導入
- ④ 権利行使時に実用新案技術評価書の提示を義務化

c) 審判制度の改正

審判の請求件数が増加して審理の促進が求められていることに対する改正が殆どであり、審判の問題というよりも審査における審査基準を含めた審査方針と出願人との認識の共通化が求められているのが問題の実態ではないか、との声も聞かえている。

- ① 無効審判における訂正の請求（平成6年1月1日施行）

訂正審判によって訂正を行うのではなく、無効審判の手續の中で訂正を行うことを認めることによって、審判における審理の促進を図るための改定。

② 不適法な訂正の無効理由への追加（同上）

訂正無効審判を廃止し、不適法な訂正に対しては無効理由にして、訂正の可否を無効審判で争うようにすることで審理の促進を図る。

③ 無効審判における理由補充の制限（平成11年1月1日施行）

審判請求書において理由の要旨を変更する（証拠の追加等）補正ができないようにして、審理の促進を図る。

④ 訂正請求の見直し（平成6年1月1日施行）

無効審判等の対象となっている請求項については、独立特許要件を判断しないことで、審理の促進を図るための改定。

d) 特許権の侵害に対する制度改正

知的財産権に対する注目度の高揚に対応して侵害事件における制度上の見直しが行われている。

○ 損害賠償制度等の見直し（平成11年1月1日施行）

① 特許権等の侵害により生じた損害（逸失利益）を適正に補償するために、新たな損害賠償額算定方式の追加

② ライセンス料相当額の認定において、個別事情を考慮して適正な水準の賠償額を算定することの許容

③ 特許権等の侵害について、法人罰金刑の額の上限を1億5千万円等に引き上げ

④ 特許権等の侵害罪について、親告罪の規定を削除

○ 特許侵害に対する救済措置の拡充（平成12年1月1日施行）

① 侵害の立証の容易化

相手方の行為を立証するのに必要な書類の提出命令等の規定を創設

② 損害の計算の容易化

膨大な経理会計に関する専門的書類の解説をさけるために計算鑑定人制度を設けて、当事者に計算鑑定人に対する協力を義務化

③ 損害額の立証の容易化

確信を得るに足る立証された事実だけでなく、裁判官の判断により相当程度の蓋然性がある事実までを考慮して、実質的な規模の損害賠償の設定を許容

④ 判定制度の強化

紛争の早期解決及び解決手段の充実・強化を図るべく、特許発明の技術的範囲を特許庁が判断す

る判定制度について、証拠調べ等の規定を整備

⑤ 刑事罰の強化

詐欺行為罪及び虚偽表示罪について、法人重課を導入

⑥ 特許期間の延長登録制度の拡充

業事法等の法律の規定による処分を受ける必要があるため、特許発明の実施ができなかった場合には、5年を限度として特許期間の延長を許容

(2) 知財行政における最近の動向

時代の要請に応えた審査に取り組むために、これまでも審査官の増員と民間能力の活用、先行技術文献開示制度の導入、早期審査の抜本的拡充、出願人・代理人との面接審査の推進および関連出願連携審査の推進等が促進されてきたが、その概要は、以下のとおりである。

a) 審査官の増員と民間能力の活用

特許庁は、審査官の増員を図りながら審査官が行う特許性判断の下調査として、先行技術調査等の業務を(財)工業所有権協力センター(IPCC)に対して外注することで審査業務の効率化を進めており、建設業界からも多くの人材がこの外部業務に従事している。

本来の審査官の審査は、社会における関連技術の発展動向を可能な限り把握するとともに、そのような技術動向の中に内在されている発明の存在とその発明に関連した出願に係る発明の権利化の位置付けを設定するものであることから、審査における先行技術の調査は、出願に係る発明の把握とこの発明を拒絶するために必要であり、そのための検索方針は最も重要な項目である。

したがって、審査官による出願に係る発明の把握と検索範囲の確認が最初にあつてしかるべきである。しかるに、最近の審査は、最初にIPCCが先行技術調査を実施し、その先行技術文献調査の結果を記載した報告書を特許庁に納品し、この報告書を審査官が参酌して審査を行っている傾向が見られる。このために、調査結果に基づく審査に乱れを感じる事が多くなり、外部の関係者から審査の充実を求める声が大きくなっていた。

そこで、現在は、検索者が審査官と直接面談して、先行技術文献の調査結果について報告を行い、これに対して、審査官が直接指示・助言もしくは質疑を行うことによって、審査官が本願発明や先行技術文献の内容を理解する上で効率化を図る対話型検索外注にシフトしている。

しかしながら、これとても上述した本来の審査と順序が異なることから、本道に戻すには効率が低下するものであり、本質的な問題としても、審査官が本願発

明を後追的に理解することや先行技術文献の内容を押し付けられた状態で理解させられることは、審査の乱れを決して改善するものでない。

b) 実務経験を有する調査員の採用

専門技術に造詣が深く、特許に関する知識および実務経験を有する調査員を採用することで、出願の審査に関する調査を行った後、論点を整理した予備的見解書を作成させて、審査官の業務負担を軽減し、特許審査の促進を図るとしている。

しかるに、これとても上述した本来の審査と順序が異なること、特に審査官が出願に係る発明の把握を放棄していることから、審査の乱れを増長させることがあっても決してこれを改善するものでない。

c) 先行技術文献開示制度の導入

出願人に自身が認知している先行技術を開示させ、それとの対比によって、発明の技術上の意義や技術的貢献の状態を明確にし、これによって審査の処理促進を図るために、先行技術文献情報開示制度が2002年9月1日に施行された。この施策は、出願人に先行技術調査の負担を強要するものであるが、昨今の情報技術の発展は、先行技術文献に関する情報検索を適正価格で容易に実施できる程度に進行されており、出願人においても、研究や技術開発において情報検索することが日常的に行なわれていることから、特別に負担を感じるものでなくなっている。

(3) “職務発明制度”に関する動向

東京高裁でのオリンパス訴訟判決では、「勤務規則その他の定め」は特許法35条3、4項に反することはできないとして、既補償分に加えて追加の補償金の支払いを命じたことは、知財関係者に衝撃を与えており、加えて、「相当の対価」を、会社の利益に5%を掛けた250万円として、従来以上に算定基準を明確にしないままに認定したことでも衝撃的であった。

a) 企業における実施補償制度の動向

オリンパス訴訟に代表される職務発明をめぐる訴訟は、会社からの拘束力がなくなった退職後で提起されていることも象徴的である。このような傾向は、知的財産に対する経済効果が顕著になったことや個人的な権利意識の高揚に加えて、終身雇用制の崩壊や能力主義および人材の流動化で企業における期間での個人的な身分保証が維持できなくなってきたことを明らかにしているものであり、今後にあつてさらに増加するものと予測されている。

また、職務発明制度に対する企業側の対応で注目されることは、研究者や技術開発者に対するインセンティブを高める手段として、本制度を有効に活用しようとする動向である。その傾向は、優秀な発明者の確保

とより有力な発明や特許権を獲得するように刺激を与える研究開発戦略の拡大であり、結果として企業における実施補償金限度額の高額化や無制限化等である。

b) “職務発明制度”に対する関連機関の動向

職務発明制度は、発明者個人が中心になっている知的財産制度の中で、企業との関係を規定している唯一の条項であることやその影響が企業活動に与える影響が大きいことから、職務発明をめぐる関係団体等から種々の動向と提言が行われている。

- ① 日本知的財産協会…「相当の対価」を規定している現行の特許法35条3、4項を廃止して、新しい内容で規定した3項を新設することを提言
- ② 知的財産国家戦略フォーラム…職務発明規定を廃止して企業と研究者との間で個別契約する方向を提言
- ③ 知的財産戦略会議…職務発明問題を取り上げる方針
- ④ 経団連からの意見書…企業と従業者とが対等の立場で合意を得る方向を提言
- ⑤ 総合科学技術会議知的財産専門調査会…職務発明問題を取り上げる方針
- ⑥ 産業競争力と知的財産を考える研究会（経済産業省経済産業政策局、特許庁主催）

産業界委員からは、企業活動の自由度を増強して「未確定債務」問題等を主張する一方で、「相当の対価」の規定がない予約承継は、公序良俗違反ではないか等のオリンパス事件判決を支持する意見も出ている

⑦ 特許庁

- ・国家公務員の職務発明に対する補償金支払限度額を撤廃（2002.2.1）
- ・（独）産業技術総合研究所の職務発明補償基準をモデル的規模として推奨
（産総研は、実施・譲渡補償金額を2001.4.1に改訂しており、実施又は譲渡料収入額が100万円未満の場合は50%、100万円以上では50万円＋超えた金額の25%で補償、上限なしも規定）

c) 技術移転機関（TLO）の動向

我が国の大学等における発明の取扱いは、研究者（教員）の評価を研究論文や学会発表を主体にしているために、知的財産権への関心が低いことや権利が研究者個人に帰属していることから、米国の大学と比較して取扱いが活発でない。しかしながら、大学・公的研究機関等に対しては、世界最高峰の研究開発を行っている研究成果を適切に権利化して、産業界に技術移転することが、大学等による社会還元システムとして期待されており、これを受けて1998年から大学等の特許権を研究者個人または国の帰属から大学の技術移転機関（TLO）に移行することが行われている。

大学等には、基礎研究が期待され発明活動も活発化する傾向にあるが、国立大学における発明件数は、1999年度に1,725件、2000年度には2,391件と増加しており、大学等と企業との共同研究件数も、2001年度は5,264件に至っている。また、米国の例に倣った大学の技術移転機関（TLO）の設立は、多くの大学で拡大傾向の下に行われている。その実態は、2002年11月末の段階で表-1のように1998年の4機関に続いて1999年、2000年の各6機関と地方の国立大学において進展しており、いくつかの私立大学にもその動向が現れている。そして、承認TLOは、その後も2001年の9機関、2002年の2機関と設立の継続が行われているが、この他に2001年からは認定TLOも隔年に1機関が設立されている。

各TLOの実施料収入件数も同表に示されているが、これらの動向には、各省庁から多くの特許料・審査請求料の減免措置等が施されているにもかかわらず、TLOの技術移転実績の増加傾向に比較して、その設立後の特許出願件数は、承認TLOが2001年で699件と米国の特許出願件数5,623件（2000年のみ）に遠く及んでいないのが実態である。

すなわち、1998年8月に施行された大学等技術移転促進法では、承認TLOの27機関への助成率2/3の助成金交付と認定TLOの2機関に対する特許料・審査請求料の免除がされている。また、1999年10月に施行された産業活力再生特別措置法では、国の委託研究開発成果の民間移転を推進するために、2001年度において1,530件の適用契約件数（委託研究費の総額約1,958億円）が実施され、2002年7月では承認TLOに対する特許料の軽減13件、審査請求料の軽減94件が行われている。さらには、2000年4月施行の産業技術力強化法によって、国立大学教官を民間企業の役員として兼業することを規制緩和するとともに、承認TLOに対する国立大学施設を17機関に無償使用を認め、大学と大学教員に対して特許料の軽減処置を26件、審査請求料の軽減処置を84件行っているからである。

4. 最近の特許出願関連の動向

世界的な知的財産権に対する注目度の高揚に沿って、各国の特許出願件数は、総じて増加の傾向を示しており、我が国の実用新案を含めた特許出願件数も、図-1で示したように1993年と1994年に若干の低減動向を示したが、1994年の実用新案制度の変更にもかかわらずその後も増加傾向を呈して、2000年の対前年比1.07%の増加を経ての2001年の特許出願件数

表-1 承認 TLO, 認定 TLO 一覧

2002 年 11 月末現在

【承認 TLO】

承認年	TLO 名	関係大学等	実施案件名	承認年	TLO 名	関係大学等	実施案件名
1998年	(株)先端科学技術インキュベーションセンター	東京大学	43	2001年	明治大学知的資産センター	明治大学	1
	関西ティー・エル・オー(株)	京都大学, 立命館大学等	28		よこはまティーエルオー(株)	横浜国立大学, 横浜市立大学等	0
	(株)東北テクノアーチ	東北大学等	56		(株)テクノネットワーク四国	徳島大学, 香川大学, 愛媛大学, 高知大学, 高知工科大学等	1
	日本大学国際産業技術・ビジネス育成センター	日本大学	9		(財)生産技術研究奨励金	東京大学(生産技術研究所)	8
1999年	(株)筑波リエゾン研究所	筑波大学	3	(財)大阪産業振興機構	大阪大学等	0	
	早稲田大学知的資産センター	早稲田大学	11	(財)くまもとテクノ産業財団	熊本大学等	0	
	(財)理工学振興会	東京工業大学	25	農工大ティー・エル・オー(株)	東京農工大学	4	
	慶應義塾大学知的資産センター	慶應義塾大学	27	(株)新潟ティーエルオー	新潟大学等	0	
	(有)山口ティー・エル・オー	山口大学	8	(財)浜松科学技術研究振興会	静岡大学等	0	
	北海道ティー・エル・オー(株)	北海道大学	10	(財)北九州産業学術推進機構	九州工業大学等	1	
2000年	(財)新産業創造研究機構	神戸大学等	11	2002年	(株)三重ティー・エル・オー	三重大学等	-
	(財)名古屋産業科学研究所	名古屋大学等	6		【認定 TLO】		
	(株)産学連携機構九州	九州大学	6	承認年	TLO 名	関係大学等	実施案件名
	東京電機大学産学官交流センター	東京電機大学	0	2001年	(財)日本産業技術振興協会	(独)産業技術総合研究所	-
	(株)山梨ティー・エル・オー	山梨大学・山梨医科大学	2	2002年	関西ティー・エル・オー(株)	京都大学, 立命館大学等	-
	タマティーエルオー(株)	工学院大学, 東洋大学, 東京都立大学等	2				

(特許庁資料)

は、図-3(a)に見られるように対前年比0.5%増の439,175件と史上最多の件数になっている。

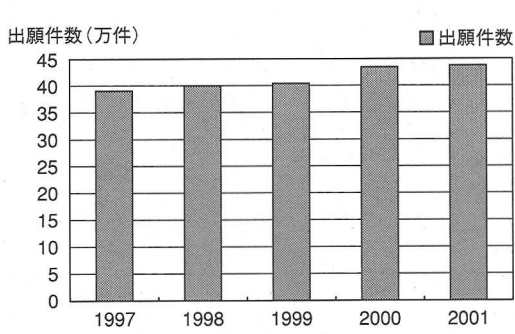
(1) 土木分野における特許出願の動向

我が国の総特許出願件数の動向に対して、土木分野における特許出願件数と審査請求件数との動向を見てみると、前掲の図-2に見られた1992年以後の建設分野における増加傾向も、土木分野全体の特許出願件数は、図-3(b)に示すように1997, 1998年の7,380件, 7,383件から減少傾向に転じており、2001年には対前年比0.79%の5,608件と大幅な減少状態を示して業界の景気状態を反映させている。しかしながら、その審査請求件数は、1998年に対前年比0.88%の3,900件と減少しながらも、1999年の4,159件, 2000年の4,737件と増加して、2001年には再び4,657件と対前年比0.98%に減少している。

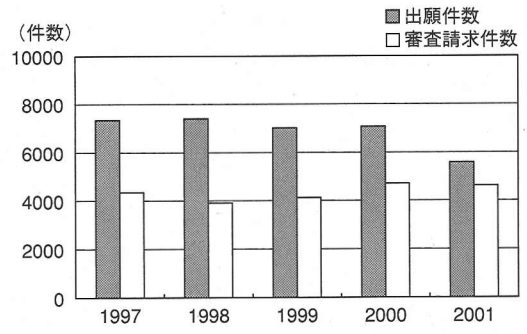
このような傾向を、国際特許分類に従う土木分野の

分布状態に基づいて詳細な分析の結果として示すのが図-3(c)～図-3(g)である。図-3(c)に示すトンネル関連では、全体の出願傾向と同様に1998年までは増加して1,198件であったが、その後は減少傾向に転じて、2000年の1094件から2001年には709件と大幅に減少しており、業界が置かれている動向を反映しているものと推測される。一方、審査請求件数は、1998年を例外にして略800件前半の件数を維持しており、特許出願に対する権利化ニーズの高さを現している。

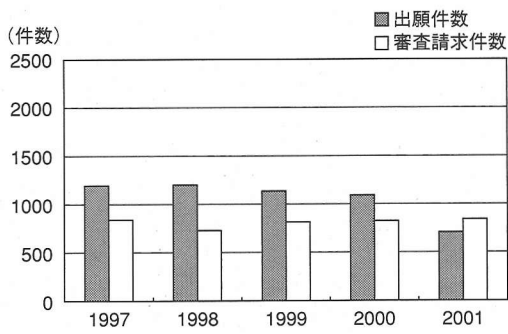
また、図-3(d)に示す基礎工関連では、1997年の2,044件から暫時の減少傾向にあり、2001年には1997年との対比0.81%に相当する1,670件になっていたが、2000年には2,112件と一時的な増加を示している。しかるに、審査請求件数は、1999年の1,171件と2000年の1,358件との間に、1,215件, 1,196件, 1,305件に納まっており、ほぼ一定の権利化志向



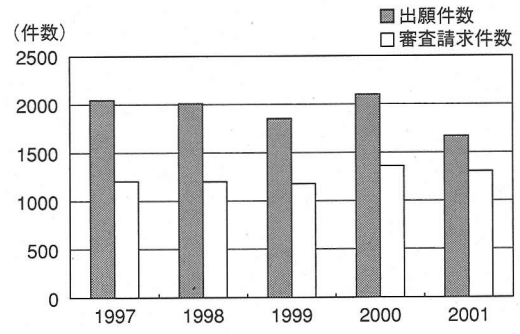
(a) 全出願件数



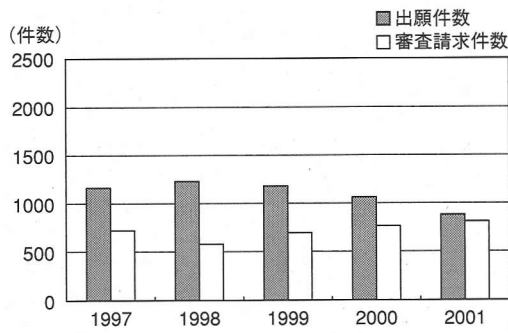
(b) 土木分野全出願件数



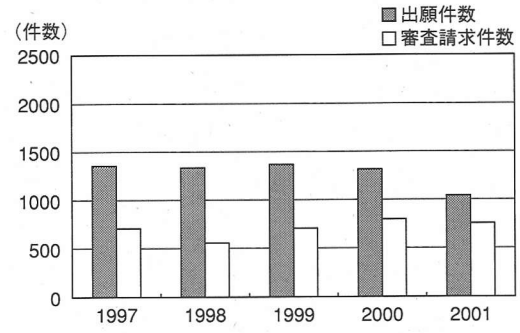
(c) トンネル関連出願件数



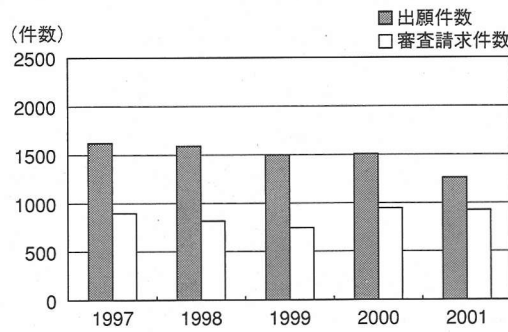
(d) 基礎工関連出願件数



(e) 掘削関連出願件数



(f) 水工関連出願件数



(g) 陸路関連出願件数

図-3 土木分野における特許出願件数

を示している。

同じく、図-3(e)に示す掘削関連では、1997年の1,166件から増加した1998年の1,232件を頂点にして減少傾向に転じており、2001年には891件と一挙に1,000件を割った値に減少している。しかして、本分野での審査請求件数は、1997年の730件から1998年に586件と減じたが、1999年以降は703件、775件及び823件と増加して基礎工関連とは異なる権利化傾向を示している。

図-3(f)に示す水工分野としてのダム、河川、集配水及び下水関連では、2000年まで1,365件、1,350件、1,377件および1,313件と1,300件台で安定していたが、2001年には、1051件と大幅に減少して業界の動向を反映している。しかるに、審査請求件数は、1997年の719件から1998年に556件と減じたが、1999年の712件から増加した2000年の814件になった後に2001年には758件に減少しても、700件以上を維持する安定した権利化志向を示している。

陸路分野と分類している道路、橋、軌道関連を示す図-3(g)は、特許出願件数が1997年の1,630件から大筋において減少傾向にあり、2001年には1,287件と2000年の1,514件から業界の状況を反映した形で大幅減少に至っている。しかして、審査請求件数は、1997年の903件から1999年の763件に1998年の832件を経て減じたが、増加した2000年の969件になった後に2001年には938件に減少しており、業界の状況を反映した権利化志向を示している。

(2) 土木学会の知的財産啓蒙活動

建設分野における特許出願の動向については、図-2のグラフが示すように1992年に至ってそれまでの低迷状態から増加傾向になり、図-3(b)に示したように1997、1998年には7,380件、7,383件に至っていた。

このような特許出願件数に見られる状況は、決して自然発生的に現れた現象ではなく、建設業界としてもこれからは知的財産制度に対応していく必要があるとの認識とその考えを推進する具体的な啓蒙活動が実現して達成されてきたことを指摘しておきたい。

建設分野に属する多くの企業は、日本知的財産協会に所属して、1980年代に入ると当時の機械部会から独立することで建設部会を構成しており、各社の知的財産担当者は、他業界の企業から「特許後進国」と言われながらも知的財産活動のあり方について研鑽と実践に勤めていた。これに呼応する形態で各企業の特許出願件数も増加はしていたが、知的財産権についての認識普及を企業内に留めることなく業界全体の共通認識に至らしめるためには、知的財産担当者の活動のみでは困難であり、当時の活動状態からは業界全体の変

身に到底及ぶものでなかった。

このような状況の中で、土木学会は、社会における知的財産への認識の高揚と業界の置かれている状況とに対処するために、1年以上の準備期間を経て1996年5月には講習会「土木分野における知的所有権」を土木施行研究委員会の主催で挙行している。

本講習会は、まえがきに曰く、「各種産業分野においては、…研究開発目標の設定から権利の取得、権利の活用に至る一連の特許管理活動を技術開発活動と密接に結び付けながら特許制度と特許情報を最大限に活用することが求められています。一方、建設産業分野においては、建設事業自体のもつ公共性の立場から排他性、独占性をあわせもつ知的財産権を積極的に活用するまでには至っていませんでした。しかし、最近、新入札制度の導入によって独創的な技術提案が採用されたり、公的な技術審査、技術認定を受けた新技術・新工法が公共のパイロット事業等に採用されるようになって、独自の技術ノウハウを特許として権利化しておくことが重要な要素となってきました。他社との共同研究においても…対等の技術を保有していることが必要であり、投資した成果を参加企業内で権利として守っておくためにも特許等の知的所有権の重要性が増しています。…多くの土木技術者、特に行政の立場にある技術者、コンサルタントあるいは建設会社に籍を置く技術者に…現状の課題と将来への展望を見極めて頂くために、今回、「土木分野における知的所有権」に関する講習会を企画しました。…土木分野における知的所有権は、土木分野に携わる数多くの技術者が…一つの道しるべとなるものと確信しております。」というもので、以下の各講題で行われている。

【第1講座】 知的財産権と土木分野、【第2講座】 技術評定と知的所有権、【第3講座】 土木分野の特許出願にみる最近の傾向、【第4講座】 建設会社における特許管理と共同研究、【第5講座】 鉄鋼メーカーからみた建設業との知的財産権を巡る関わり、【第6講座】 建設技術開発に関する特許・工法協会の現状分析、【第7講座】 知的財産権の訴訟費用と保険、

あえて、紹介した「まえがき」の指摘は、その後の業界関係者に知的財産への方向付けをすることで、上述のような動向を形成させたものであって、現在にあっても決して忘れるべきでないばかりでなく、さらに重みを増した提言である。

(3) 我が国の特許出願、審判請求および訴訟の動向 a) 審査対象件数に対する処理状態 (図-4)

審査請求された審査対象件数は、図-4に示すように1998年の208,675件、1999年の217,497件から、特許出願件数の増加に伴う増加と7年から3年に短縮

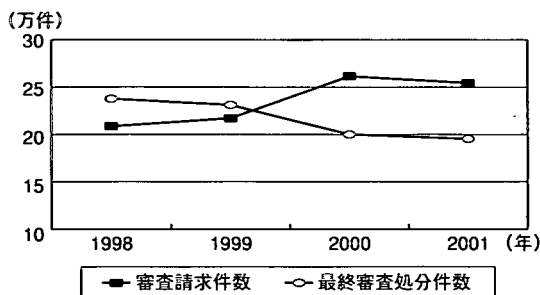


図-4 出願・審査の状況 (特許庁資料)

した審査請求期間に対応する審査請求の前倒しとを反映して、2000年の261,728件および2001年の253,853件と高い数値を維持している。これに加えて、最近の特許協力条約(PCT)に基づく国際出願は、対前年比23.7%(2000年)と対前年比33.6%(2001年)と大幅に伸びており、これに伴う要件作成の国際調査報告書と国際予備審査報告書の増加が顕著であることから、結果的に審査処理件数が200,504件(2000年)、194,952件(2001年)に減少して、未処理件数が従来からの未処理件数に加えて、2年度にわたる120,125件が増加要因になっている。

b) 審査対象件数に対する最終処分状態 (表-2)

表-2中の数字は、1998年から2001年において審査を完了した最終処分件数を、特許査定率(特許査定件数/最終処分件数)と拒絶査定率(最終処分件数-特許査定件数/最終処分件数)とに区分したものである。これによると、1998年の特許査定率は64.9%であったものが、年を経るにつれて漸次減少して2001年には55.4%に低下している。

しかして、特許査定率に対応している拒絶査定率は、審査官による「容易推考の範囲」の設定の仕方によって変化するのが実際であるから、上記のように特許査定率が9.5%低下することは、必ずしも特許出願の質が低下したもののばかりでなく、上記のような審査官の行政裁量によっても変わるものである。

したがって、審査の迅速化には、新規性・進歩性・記載要件等の特許要件に対して厳格な審査を進めることも十分に加味することを期待して止まないものである。

現に、この特許査定率9.5%の低下は、2001年10月に経済産業省製造産業局から出された「製造業に係る知的財産権の現状と企業の取組等について」で指摘されている、「審査の迅速化に取組み始めて以降、分野によっては、従来であれば特許になり得なかったものも、権利として認められているとの意見が複数の業種・企業から出された」との声や2002年6月の公正取引委員会からの「新たな分野における特許と競争政

策に関する研究報告書」で示されている「『強く広い』権利保護というプロパテント政策の下では、特許出願審査に関しては、新規性・進歩性や記載要件(クレームの範囲)について、より質の高い審査が必要である」との的確な審査への強い要請に応えたものであることを特許庁が認めているからである。

ただし、審査対象件数の40%近くが拒絶査定に至っている現状については、これは決して是認されるものでなく、単に知的財産行政の問題点に留めずに企業側においてもそれまでに要している費用との関連において一考を要するものであることには、異論を挟む余地のないところである。

c) 拒絶査定不服審判の請求状態 (図-5)

図-5の1998年から2001年までの審判請求は、特許の拒絶査定不服審判と訂正審判に高い伸びを示している結果であるが、特許の拒絶査定不服審判の請求件数が伸びていることは、表-2で指摘した特許査定率の低下と拒絶査定件数および拒絶査定率の上昇に追隨しているもので、審査における変動に敏感に反応しているものと考えられる。

また、訂正審判請求件数の増加分は、大部分が審決等取消訴訟係属中に請求されたものであり、訴訟段階に至っての訂正審判の請求が常態化しているものである。

d) 拒絶査定不服審判の審理状態 (図-6)

図-6に示す拒絶査定不服審判に対する審理の全体傾向が、図-5で示した拒絶査定不服審判の請求状態を審理期間(約1年)だけ移動させたように見えるのは気になる数値である。特に、拒絶査定不服審判の請求件数が増えるとともに、請求不成立が低下していることは、審査における拒絶査定が無理な審査によって処理件数を増加させていることを示すものであり、例えば、請求不成立が上昇傾向にあったとしても、拒絶査定不服審判の請求成立率の高さが、50%以上で平均的には70%近くあって、1996年には90%に近づいている審査の実態は、極めて問題である。

e) 無効審判及び異議申立の審理状態 (図-7)

最近における無効審判の請求成立率と付与後異議申立の取消決定率とが上昇している傾向を示す図-7は、審査、審判の査定と決定に無理があることを示すものであり、審査や審理への慎重な対応が望まれるところである。

以上の審査、審判の動向は、迅速な審査、審判の促進が往々にして審査、審理における質の低下に至る可能性のあることを示しており、産業界における技術動向に真摯に対応することの姿勢と出願に係る発明の把握とそれに沿った先行特許検索という本来の審査に努める必要が求められるところである。

表-2 審査結果の状況

年	特許査定件数	拒絶査定件数	取下げ・放棄等	最終処分件数	特許査定率	拒絶査定率
1998	129,443	66,355	3,610	199,408	64.9%	35.1%
1999	135,412	73,331	3,603	212,346	63.8%	36.2%
2000	116,279	75,347	4,034	195,660	59.4%	40.6%
2001	107,581	82,540	4,083	194,204	55.4%	44.6%

(注1) 最終処分件数=特許査定件数+拒絶査定件数+取下げ・放棄等

(注2) 特許査定率=特許査定件数/最終処分件数

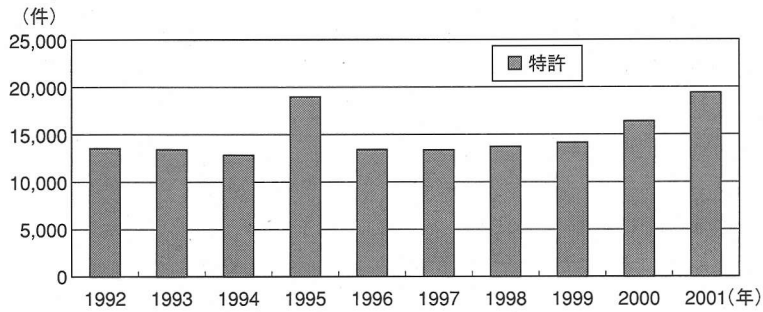


図-5 拒絶査定不服審判請求件数 (特許庁資料)

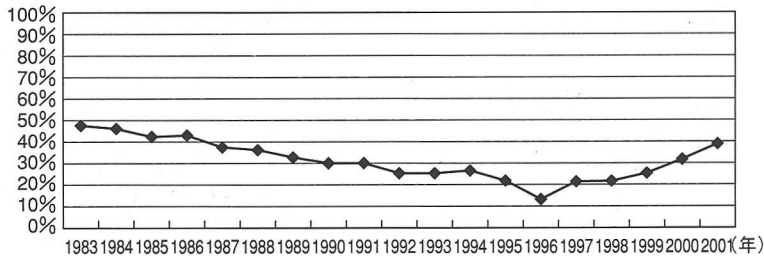


図-6 拒絶査定不服審判における請求不成立件数 (特許庁資料)

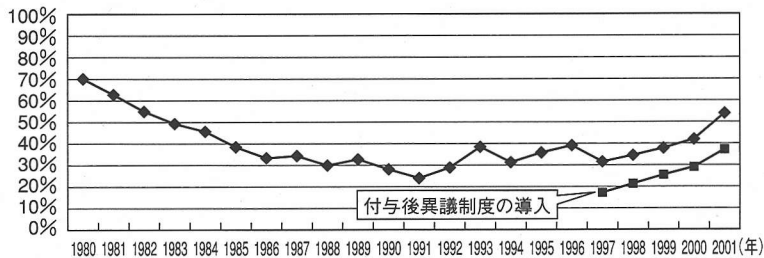


図-7 無効審判事件の請求成立件数と異議申立の取消決定件数 (特許庁資料)

f) 紛争処理機能の状況 (図-8)

全国の地方裁判所における知的財産権関係の民事事件の出訴件数は、図-8が示すように1991年の300件から増加傾向にあり、2000年には600件以上と倍増しているが、裁判所の体制においても平成8年(1996年)の民事訴訟法改正で、特許権・実用新案権等の侵害訴訟を管轄裁判所に加えて、東京又は大阪地方裁判

所に提起することを可能にしている。

さらに、東京・大阪両地方裁判所および東京高等裁判所においては、知的財産権関連訴訟を専門的に取り扱う専門部を設置するとともに、専門部に調査官を配属することで知的財産権訴訟の専門的処理体制を整備しており、知的財産権関連訴訟の増加に対して、専門部の増設や裁判官及び調査官の増員で処理体制の一層

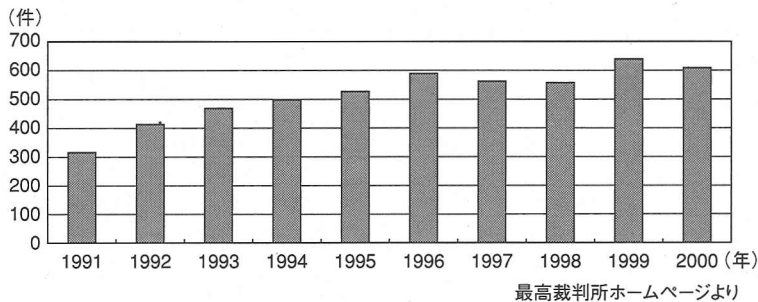


図-8 知的財産権関連民事事件数（特許庁資料）

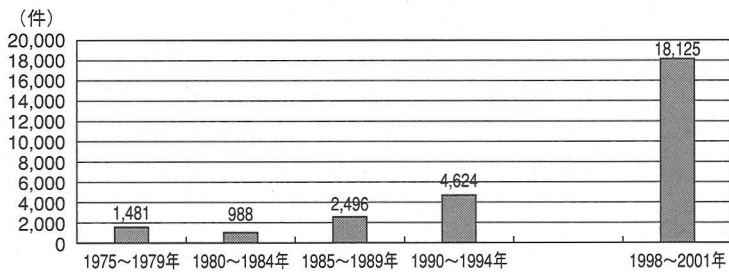


図-9 主要特許・実用新案権侵害訴訟の平均賠償額（特許庁資料）

の強化を図ったことで、知的財産権関係民事事件（第一審）の平均審理期間を1991年の31.1か月から2001年には18.3か月に短縮している。

g) 侵害訴訟における平均賠償額の推移（図-9）

侵害訴訟に関しては、上記3.(1).d) 特許権の侵害に対する制度改正で述べたように、特許法の改正によって大幅に充実が図られており、侵害と侵害に係る損害額の立証が容易になったことで、図-9に示すように1990年から1994年の平均賠償額が4,624万円であったのに対して、1998年から2001年の平均賠償額は18,125万円と平均賠償額の大幅な高額化になって現れている。

したがって、侵害事件に対する対応は、従来のように何とか成るのではとの姿勢を排斥して、十分な調査と対策を持って侵害事件を起こさないように企業内の知的財産管理を「リスクマネジメント」の重要な一環として位置付けて、内部体制の充実を図ることが必須の状況にある。

(4) 世界の特許出願状況

a) 世界の特許・実用新案の出願シェア（図-10）

出願シェアは、各国の出願人が自国に出願する出願件数と外国の出願人から国内に出願された件数とを合算した各国の総出願件数が、世界全体の約726万件に占める割合であり、図-10に示されるように我が国は

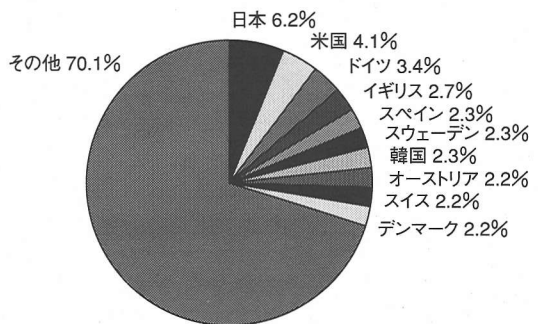


図-10 世界の特許・実用新案出願シェア（1999年）（特許庁資料）

シェア6.2%と最大であるが、その割合は年々低下している。この低下傾向は、1出願で多数国を指定するPCT出願による算定の仕方にもよっているが、世界中の知的財産に対する関心度の向上と世界を市場視している外国の姿勢がその要因にあることに注目する必要がある。

b) 世界の主要国における特許・実用新案の出願推移（図-11）

韓国以外の各国は、図-11に見られるように年々その出願件数を増やしているが、その中でも我が国の総出願件数の推移は、群を抜いていることが明らかになっている。しかるに、他国の出願人は、図-12におい

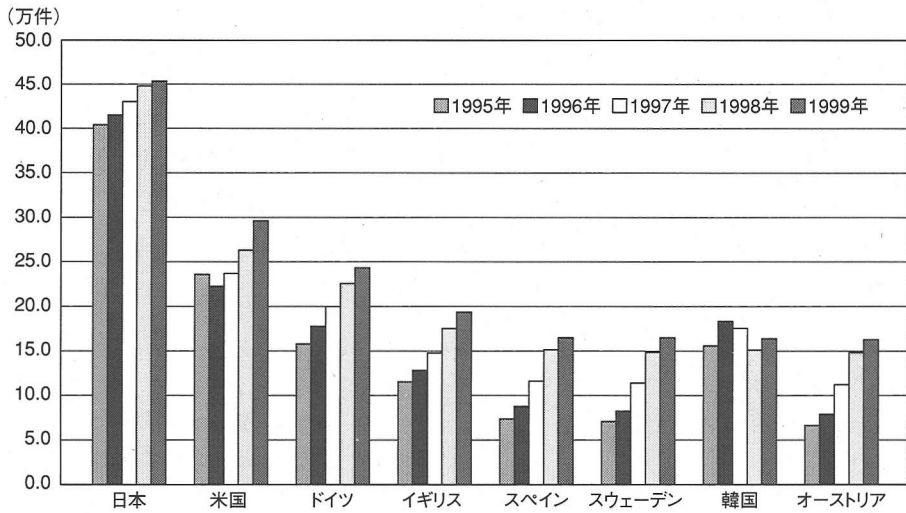


図-11 主要国における特許・実用新案出願件数の推移 (特許庁資料)

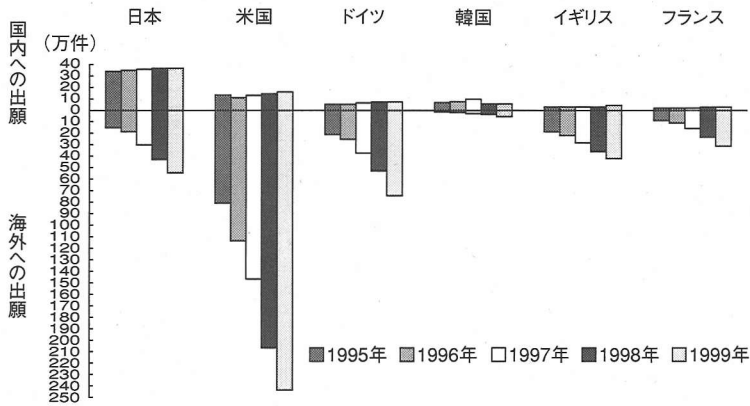


図-12 特許出願人の国内への出願・海外への出願件数 (特許庁資料)

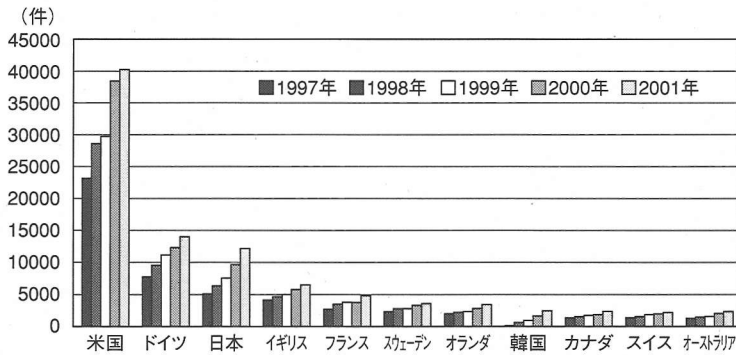


図-13 国際出願 (PCT) 上位国の出願件数 (特許庁資料)

て説明するように PCT 出願を活用しながら 1 出願で多数国を指定しており、日本人との市場観の違いを示している。

c) PCT 出願による主要国の特許・実用新案の出願推移 (図-12, 13)
PCT 出願による指定国毎の件数を出願件数として

数える場合には、図-12の米国人の例に見るように1999年には、国内出願の約15万件に指定している外国の約250万件を加えて、約265万件が出願件数に相当することになり、図-10で示した出願シェアとは、違和感を持つことになる。

そして、PCT出願を指定国単位でなく、件数を出願のままに計算する場合には、図-13のPCT出願による特許・実用新案の出願件数に見られるように、米国の場合でも1999年は約30,000件であり、2001年においても出願件数は40,003件になるだけである。

5. 米国におけるプロパテント政策

国際的な動向の中でも、経済問題として我が国に顕著な影響を与える米国の知的財産権に関する動向が注目されるが、その中でも米国におけるプロパテント政策の推進は、知的財産権の世界的動向において大きな問題提起であった。

西欧圏を始めとして、従来の米国等における知的財産権に関する基本姿勢は、自己の事業を支障無く展開できる自由度の確保が第一であり、事業展開と直接的には無関係な技術分野における知的財産権の確保も、事業展開と関連する知的財産権のトラブルに備えておくとするのが第二の理由であった。

すなわち、知的財産権の確保は、知的財産権に関するトラブル回避の重要な手段として特許権の実施許諾交渉があるからであり、実施許諾の要件においても、単に金銭上の解決ばかりでなく相手の要求する特許権との相互交換が重要な要件になるからである。

以上のように、欧米における従来の知的財産権の活用認識は、決して攻撃的なものでも独占的なものでなく、どちらかというところ保守的なものが主流であったが、1970年代の米国は、我が国を始めとする諸外国からの輸入の増加を受けて貿易収支の赤字高が増大し、経済的に極めて厳しい状況にあったことで知的財産権に関するそれまでの活用認識は大幅に変更されることになった。

米国政府は、このような経済状況を受けて、米国における科学的な優位点を拡大することで、その回復を図るべく以下の対策が検討され、いわゆる「プロパテント政策」が実行されている。

'78 全米科学協会「産学共同研究センター」パイロットプラン

'79 **カーター技術革新教書**

経済的な遅れを回復するために、科学技術の促進を図ることの必要性を指摘。

'82 CAFC（連邦巡回区控訴裁判所）の設立

（権利者有利の明確化）

- ・日立のIBM産業スパイ事件
- ・富士通に対するIBMの「OS著作権侵害の主張」
- '84 ・住友電工の「光ファイバー」、ITCに提訴

'85 **ヤングレポート**

競争力向上に必要な新技術の創造・利用・保護のために、知的財産権保護の強化を提言

'91 大型特許係争の多発

- ・ボラロイド vs コダックのインスタントカメラ事件
- 世界最大1300億円の賠償と市場撤退

'92 ・ハネウエル vs ミノルタのカメラ露出計事件

陪審制度で約120億円の賠償

・セガの敗訴事件

意図的侵害の認定に基づく3倍賠償

・レメルソン侵害事件

サブマリン特許による個人での侵害提訴（自動車 約100億円、射出成形 約300億円）

米国におけるプロパテント政策は、以上のように科学的な優位点を全面に立てての政策であり、「技術貿易」において際だって黒字を出している知的財産権の強調であった。その施策は、行政的な対策と同時に司法面においても抜本的な対策が図られており、権利者優位の方針が徹底的に遂行されている。司法面からのアプローチは、成文法主義の我が国と異なって判例主義の米国において徹底した施策として国内外に浸透され、上記のように、賠償額や賠償処置において厳しいものになっている。

以上のプロパテント政策は、一部の学者から行き過ぎた保護政策ではないかとの批判や、知的財産権を背景とした競争制限的な企業活動に対する司法省、連邦取引委員会による取り締まりの動向も知られているが、現状の米国経済・国際競争力を支えてきた実績から、依然として積極的な状況にある。

米国のプロパテント政策は、バイオ等の先端技術やビジネス関連領域の特許権に関して、その保護拡大の動向に見られるように継続する状況にあり、さらに、現在の好調な米国の経済状況を反映させると共に、出願が増大している実態と併せて我が国への影響はさらに継続するものと思われる。

米国の特許出願は、1994年の出願がプロパテント政策を反映して、それ以前の2倍に相当する14万件に増大した後も、継続して増大した状態を維持してお

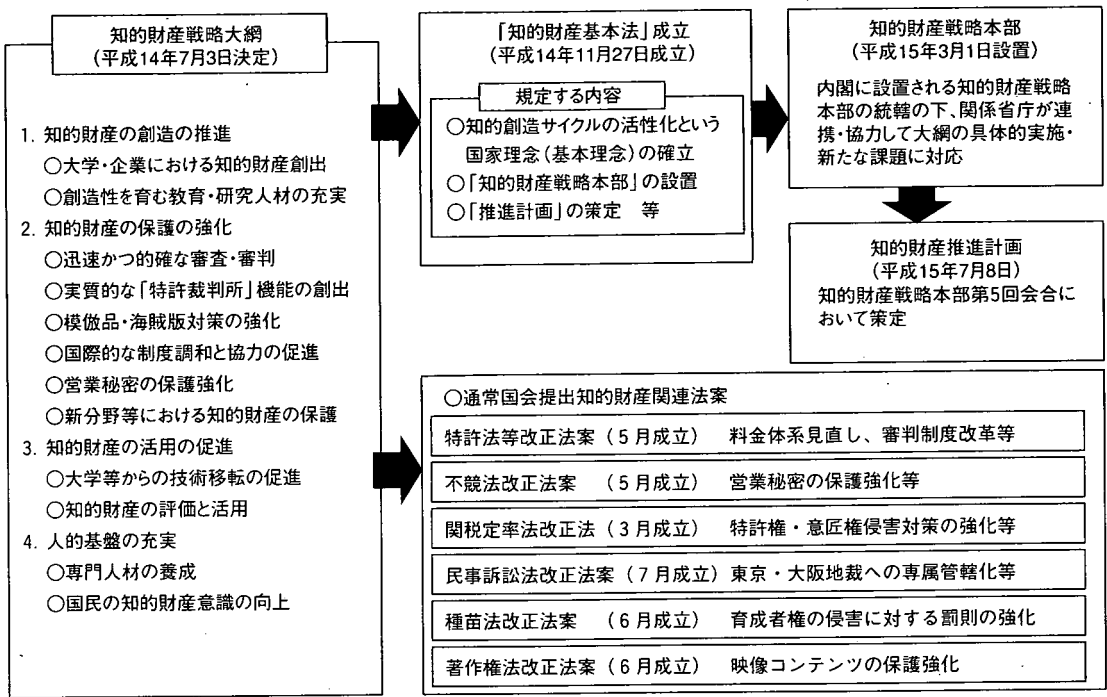


図-14 知的財産立国に向けた国家的取組み (特許庁資料)

り、1997年の内国人において12.5万件の出願が行われている。我が国から米国への特許出願も、1994年の2,183件から1999年には7,050件と増加傾向にあるが、それらの傾向は、前提としてプロパテント政策への対応が多く、の労力と苦難を経て体験され、現状ではその利用に向けての積極化が精力的に図られているからである。

6. 知的財産立国に向けた国家的取組み (図-14)

米国におけるプロパテント政策を参考にするかの如くに、小泉首相が、2002.2.4の施政方針演説中で述べた、「我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まっている。このため、我が国として知的財産戦略を早急に樹立し、その推進を図る」との提言に基づいて、閣僚12名、有識者11名から構成される「知的財産戦略会議」が直ちに立ち上げられ、8回の審議を経て2002年7月3日には、「知的財産戦略大綱」が決定されている。

「知的財産戦略大綱」に基づいた「知的財産基本法」が、2002年11月27日に成立して、年が明けた2003年3月1日には「知的財産戦略本部」が設置されており、2003年7月8日には、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が首相官邸で決定されてい

る。一方、「知的財産戦略大綱」から派生してくる知的財産関連法案は、図-14に示すように各省庁にわたって国会に提出され、法案の成立を期することになる。

(1) 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」

内閣に設置された知的財産戦略本部は、本部長、内閣総理大臣の下に17名の閣僚と10名の有識者から構成されており、同知的財産戦略本部の統轄の下に、関係省庁が連携・協力して大綱の具体的な実施と新たな課題に対応することになっている。

「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」は、総論における実現に向けた取組方針として、①従来の枠にとらわれない、知的財産に関する特例を作る、②国際競争力のある、世界に通用する制度を作る、③時機を逸することなく、迅速に改革を行うとし、推進計画の実施に当たっての配慮事項として、①中小企業や個人の発明・創作を支援する政策を強化する、②地方における知的財産政策の推進を積極的に支援する、③知財に関する一層の情報提供、手続きの合理化、相談の受付など、行政・司法のサービスを向上させる、とし、各論は、以下のように構成されている。

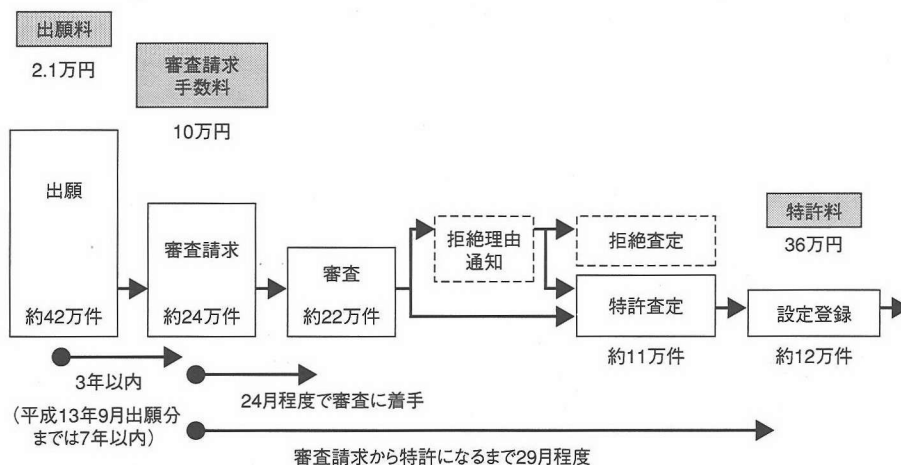


図-15 現行における特許審査の件数と印紙代（特許庁資料）

第1章 創造分野

(1) 知的財産の創造基盤を整備する, (2) 大学等における知的財産の創造を推進する, (3) 大学・企業を問わず質の高い知的財産の創造を推進する,

第2章 保護分野

I. 知的財産の保護の強化 1. 特許審査の迅速化を実現する 2. 知的財産の保護制度を強化する 3. 紛争処理機能を強化する 4. 国際的な知的財産の保護及び協力を推進する

II. 模倣品・海賊版対策 1. 外国市場対策を強化する 2. 水際及び国内での取締りを強化する 3. 国内体制を強化する

第3章 活用分野

1. 知的財産の戦略的活用を支援する 2. 国際標準化活動を支援する 3. 知的財産活用の環境を整備する

第4章 コンテンツ・ビジネスを飛躍的に拡大する

1. 魅力あるコンテンツ (映像, 音楽の著作物等) を創造する

(1) 人材を育成する (2) 資金調達手段を多様化し, 財政支援を行う (3) 環境を整備する

2. 「知的創造サイクル」を意識したコンテンツの保護を行う

(1) 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する (2) 権利侵害に対する罰則を強化する

3. 流通を促進する

(1) 新たな流通経路の確立により市場を拡大する (2) 流通促進のための環境を整備する

4. 施策の実施

第5章 人材育成と国民意識を向上する

1. 知的財産関連人材の養成と知的財産教育・研究・研修を推進する

(1) 専門人材を育成する (2) 知的財産に関する大学

院, 大学, 学科の設置を推進し, 知的財産教育を魅力あるものとする (3) 知的財産教育・研究の基盤を整備する

2. 国民の知財意識を向上する

(1) 「知的財産権」「産業財産権」へ用語を統一する (2) 啓発活動を強化する

(2) 推進計画の主要項目

「知的財産の創造, 保護及び活用に関する推進計画」は, 多岐にわたっているが, 主要な項目について以下に説明する。

① 特許審査迅速化法 (仮称) の制定 (図-15, 16)

現行の審査件数と納付料金体系は, 図-15 のように出願料 2.1 万円を支払う特許出願が 42 万件存在しており, 審査請求期間 7 年 (2001 年 9 月以前の出願) もしくは 3 年の間に審査請求料約 10 万円を支払う審査請求件数は, 24 万件であり, 24 カ月後に 22 万件の特許出願に着手している。審査を経た後の特許査定件数 11 万は, 審査請求から 29 カ月後に設定登録料 12 万円を支払って権利化され, 権利消滅までの特許料 (維持年金) は大凡 36 万円である。

一方, 図-16 に示すように審査の結果拒絶査定を受けた 8 万件はその 2 万件が審判を請求されるが, 特許査定後にも異議申立て, 無効審判および訂正審判が, それぞれの件数の下に申し立てられており, 審理の結果として東京高裁にそれぞれの取消訴訟として表示件数のものが提訴されている。

しかしながら, 今後の予想としては, 既存の滞貨約 50 万件に加えて審査請求の急増による滞貨約 30 万件が発生するものとされており, これまでの対策であった, 審査官の確保, 審査補助職員の活用及び先行技術調査の外注に加えて, 出願・審査請求料の構造改革が

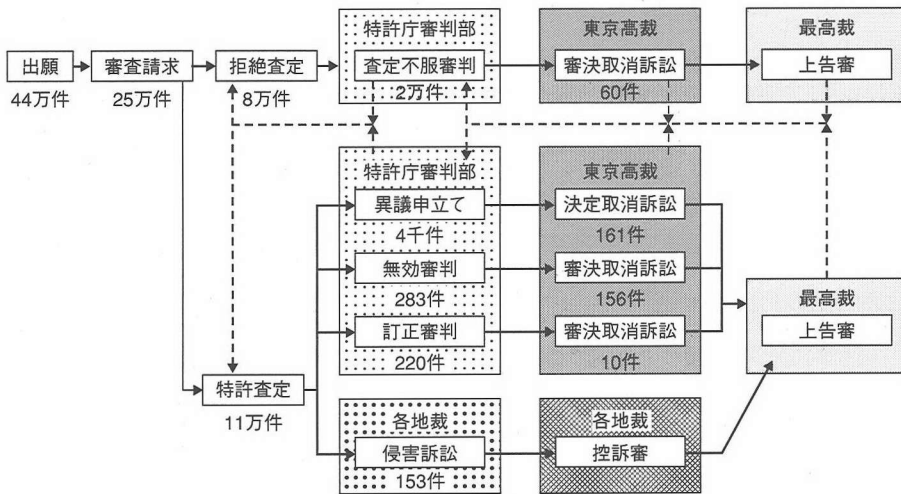


図-16 特許権をめぐる紛争状況 (2001年) (特許庁資料)

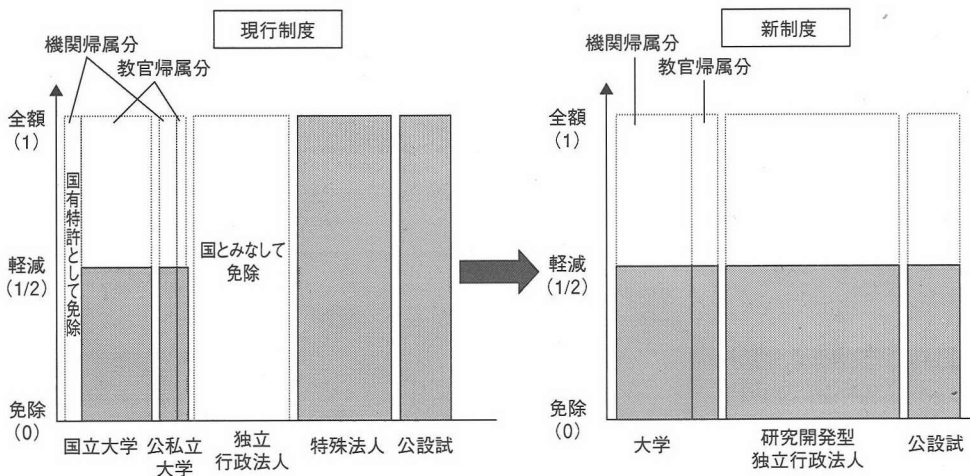


図-17 公的試験研究機関への統一の軽減制度の導入

決定されている。変更後の料金体系は、出願手数料 2.1 → 1.6 万円 (減)、審査請求料 10.0 → 19.9 万円 (倍増) および特許料 35.6 → 16.7 万円 (減) になるもので、明らかに審査請求件数の抑制である。特許庁は、審査請求料の値上げは出願手数料と特許料の減額でバランスが取れると説明しているが、減額の恩恵を受けるのは審査請求料の高い堰を通り越した後であることをどの様にして納得できるのかは不明である。

② 公的試験研究機関への料金軽減 (図-17)

現行の国および独立行政法人は、図-17 のようにすべての料金を免除 (特許法) されており、公私立大学は、審査請求料及び第 1~3 年分の特許料を軽減 (産業技術力強化法) されているが、新制度では、大学、研究開発型独立行政法人および公的試験研究機関に対

して、統一的に審査請求料及び第 1~3 年分の特許料を軽減するように設定している。

したがって、企業における今後の対策としては、知的財産権や技術の普及発展を図るためにも、大学、研究開発型独立行政法人および公的試験研究機関との共同出願を志向することが予想されることになる。

③ 医療関連行為の特許保護

現行の医療関連発明は、人間生命の尊厳性から発明として認められないとしてきたが、原子核や遺伝子解析のように科学的な解明が進歩することで、人間生命の尊厳性に影響を与えない医療事項の峻別が可能になっていること等の社会的要請に応えることも必要である。これによって、患者はより先進的な医療を受けられること、医者は患者の期待に応えられ、研究者・企

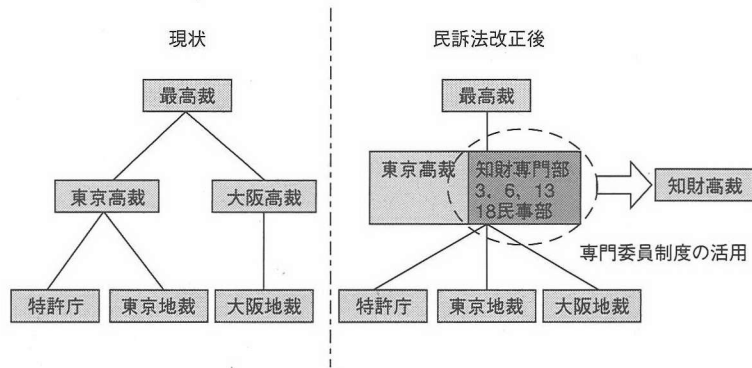


図-18 知的財産高等裁判所の創設

業は医療技術の進歩を促進できるとのメリットを期待できるが、安全性、医療行為の侵害問題および非人道的な権利行使の制限等の多くの問題点を解決する必要がある。

④ 知的財産高等裁判所の創設（図-18）

現在検討されている知的財産高等裁判所の構想は、図-18のようなものであり、現行の東京高裁における知的財産専門の民事3, 6, 13, 18部を、そのまま知的財産高等裁判所として分離するものであるが、他の高裁との関係や人事交流等の解決すべき問題が多く存在するとの声も聞こえている。

7. 土木業界における真の技術開発

以上の記述において、知的財産に関する最近の動向を説明してきたが、特許出願の傾向にも現れてくるぐらいに影響を受けて、不景気の代表のように言われている土木業界は、上記知的財産の動向に積極的に対応しながら、これを先途に新しい景気の波を呼び起こせるように関係者全体が対峙する時期に来ていると考えている。

現状の土木業界は、数年前から行われてきた体質の改善とそれに伴う入札制度改革の導入過程に加えて、公共工事の見直しや中止の動向に圧迫されているが、我が国全体が従来の社会機構を見直す流れに入っている中では、このような状況も止むを得ない傾向である。ここは、官主導型に従って来た従来の仕組みにしがみ付くことなく、一念発起して夢のある独自の社会開発や必然的なインフラ整備の提案を行うぐらいの気概を發揮してゆくべきである。

社会機構の変化と知的財産権に関する過去の動向を見てみると、建設業界と酷似した体質で先に改変していった造船業界においては、官主導の第何次造船計画

を全体で分配しながら優雅な企業経営をしていた時期にあっては新規の技術開発は停滞の極みであった。しかしながら、これらの護送船団方式が崩壊した後に至ってからは、社会動向に対応させた液化ガス運搬船のような特殊船の開発を積極的に行うことで、各企業がそれぞれに生き残りをかけてきた例もあり、ポンプ業界においても類似の傾向があったとの報告もなされている。

昨今のように、情報公開の徹底してきた社会機構の中では、これまで安住してきた官や政等に浸透しながら形成してきた利益授受の仕組みから脱却して、困難であっても真の技術開発に基づく提案を中心にして、新規事業の開発と一般入札制度の徹底等に移行することである。

(1) 土木業界に求められる独自技術の提案

過去に話題になりながら、最近になって再び言われてきているのが、漫画の世界で提案されているSF的世界の再現である。バブルの時代には積極的に提案されていたような「地中大空間（地中都市）」、「海中・海底都市」、「空中楼阁」等々の提案がバブルの崩壊とともに影を潜めてしまったのは、何だったのか理解に苦しむ一面である。あれは、開発関係者の金に飽かした遊びだったのか、本当に必要な構想であったなら何故もっと積極的になれないのか。

とまれ、自然を相手にしている土木関係者は、我が国や世界の人類にとって必要なプロジェクトの提案をし、夢を語れるような技術開発を常に意識する姿勢が有ってしかるべきである。

(2) 知的財産の活用

造船業界の例を紹介したが、企業にとっては、自社の利益を確保することが必須であり、そのためには必要なあらゆる手段を講じる必要があることから、造船

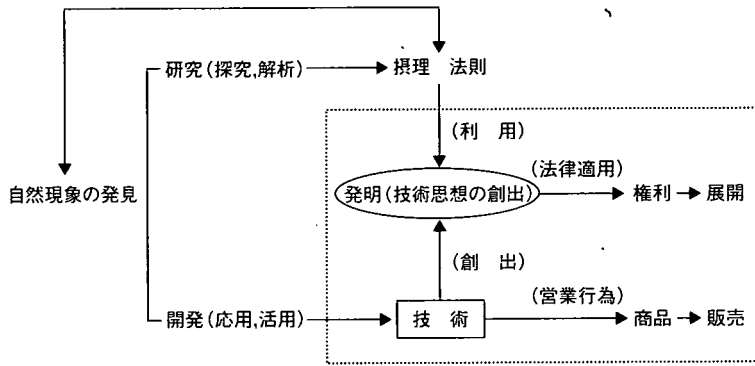


図-19 知的財産権の立法趣旨

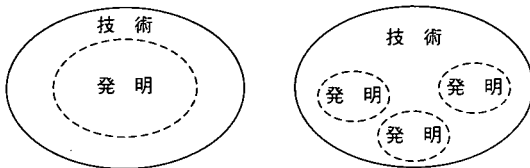


図-20 「技術」と「発明」の関係

業界では当然のこととして特許権を中心に知的財産権の確立を図っている。

知的財産に関する我が国の現状の動向は、日本版プロパテント政策の採用であり、権利保有者にとって有利な施策の実行である。したがって、他人の権利を侵害しないように「リスクマネジメント」を徹底することは当然であるが、企業間での戦いのためには、これに加えて、戦いに備えた「玉込め」をするためにも必要な知的財産権の確保が必須である。

このためにも、開発技術とこれに伴う知的財産についてその本質をよく理解しておく必要がある。そこで、上述した1996年5月の土木学会講習会「土木分野における知的所有権」で指摘したテーマを再度提示しておきたい。

すなわち、図-19に示す如く「技術」は、人間の生活を改善するために、「日常的な生存の形態」として追求し改善されているが、特許権（知的財産権）は、人間の生活の整理、調整、確立のために「全体の約束事」として「法律」にして認め合った人為的なものである。したがって、「技術」と「発明」を同一に扱って同一の経営戦略の枠の中に留めおかず、それぞれを違った経営戦略の下に論ずるのが本来の姿である。

特許法で「発明とは、自然法則を利用した技術思想の創作のうち高度のものをいう」と規定しているように、「発明」と「技術」とは異なるとしており、「技術」は、自然現象の発見を含めて自然現象を科学的に解明することで、これを利用かつ活用している。これ

に対して、「発明」は、発見自体を含めずに自然現象を活かして人類の福祉に役立てる技術思想の創作として、発明を考えた人には公開を条件にこれを実施することの専有を認めている。

(3) 「技術」と「発明」

「技術」は、自然現象を科学的に解明して利用かつ活用する社会的評価が相対的なものであるが、「発明」は、法律に基づいて「特許権」として認められているものであって、個人の主観や時々の客観情勢によっては何らの影響も受けることのない、社会的評価が絶対的に確立しているものである。

したがって、実際の場合では図-20のように「技術」と「発明」とが相似的に1:1で対応する場合もある。そこで、「発明」による権利の設定と使い方については、「発明」は、誰もが従う社会共通の基盤に立脚した公明正大な権利になる特性を生かして、有効に活用する必要がある。

すなわち、図-21のように社会的評価の定まらない「技術」については、その性能向上を強調しながら提案するが、社会的評価が絶対的な「発明」（特許権）については、攻めの広報活動や警告等によってその存在を競争相手に納得させるように働きかけるべきであり、社会的評価の定まらない「技術」を間接的に支援して行くという具合に使い分けながら、同一の目的を達成するために「技術」と「発明」とを表裏別体にした技術戦略（営業施策）を図るのが基本戦略である。

(4) 慣習の改善を

① 官に誘導されない独自の未来観の育成

従来における官主導型の技術開発は、建築分野にあっては決められた建築設計基準をベースにした開発であり、土木分野においても官庁中心の将来計画に基づいて、これらの計画を目標にしての「施工上の技術開

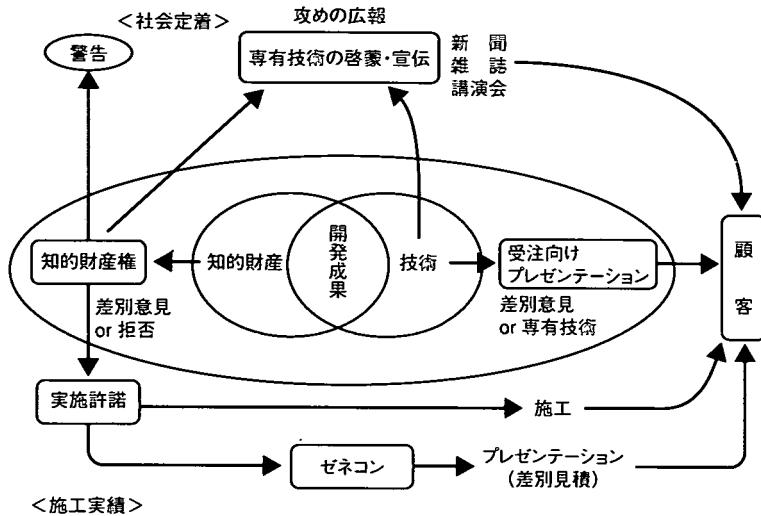


図-21 「技術」と「知的財産」の異なる展開

発]がほとんどであった。

今後は、個人としても企業としても自らが将来の国民生活を求めながら、それを達成するためのインフラ整備を意識した開発を志向すべきであり、この成果を知的財産権で守りながら社会に普遍させて行くような、他業界では当たり前になっている真の技術開発を志向する必要がある。

② 「発明」への認識強化

社会的評価の確立している「発明」について、正當に認識する姿勢を導入すべきである。何故なら、評価が定まっていない「技術」のために、官公庁や自治体等の発注側が、技術開発した受注側に対して権力関係を形成していたものが、その傾斜関係を解消して発注側と受注側との間に公平さと公正さを持ち込めるからである。

③ 国公立研究機関との共同研究成果の活用

国公立試験研究部門と官庁工事の発注部門との関係を緊密にして、試験研究部門と民間企業が共同開発した技術を積極的に採用するように指向すべきである。何故なら、「技術」の採用に施工実績が評価項目

になっている状況を改善できるからである。

以上、与えられた紙面の範囲で知的財産に関する最近の注目動向を紹介しながら、振り返って知的財産行政がこれまで推進してきた施策の主な項目を解説して、知的財産行政が抱えている現状の問題点とこれが国民に与える影響を明確にした。また、特許制度上と企業活動において大きな影響を与えようとしている職務発明制度についての現状を示すとともに、これも取り込まれている首相の施政方針演説に基づく「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を鳥瞰し、併せて影響がある主要点について概要を紹介した。

また、これらの動向を踏まえて、積極的な活用を図るべきチャンス状態にある土木業界の技術開発についても、護送船団方式であった業界の例を紹介しながら、真の技術開発と企業経営について言及したが、各々の参考になれば幸いである。

(2003.8.18 受付)